

議 事 録

第 11 回 定 例 総 会

令和6年6月10日

太田市農業委員会 11 回定例総会議事録

開会日時 令和6年6月10日(月) 午後2時
閉会日時 令和6年6月10日(月) 午後2時55分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男
(17人) 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫
10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江 14 内田 達夫
15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二
19 片亀 昌子

欠席委員 13 中村 幸江
(1人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐
(8人) 町田主任 松井主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
(会長)
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につい
て

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第11回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員17名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、5番 太田安弘委員 と 6番 塚越仲夫委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

- 議長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 議案第1号 農地法関係許可取消願について会長宛てに1件提出されております。
1番、西長岡町の土地について、駐車場としての利用がなくなったため、許可を取り消すものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 16番委員 報告します。
当該地については、昭和60年に駐車場用地として許可をいただいたものですが、その後、使用目的がなくなったということで、今回、取消しになりました。
現況については、元のとおりでございますので、農地という形で何の問題もございませんので、地区協議会といたしましては、許可相当というふうな結論を得ました。
ちなみに、これについては次の利用目的がありますので、また議案が出ておりますので、その段階での説明もいたしますので、よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は10件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数10件について、朗読し詳細に説明する

1番 新田市野井町の土地 畑 534 m² 外3筆 計 5,343 m²、借りている農地を譲受け、農業に従事したい。

2番 由良町の土地 畑 1,004 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 大島町の土地 田 1,528 m² 外1筆 計 2,969 m²、拠点の隣接地である農地を譲受け、耕作したい。

4番 鶴生田町の土地 田 2,325 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田中江田町の土地 田 339 m² 外3筆 計 3,059 m²、農地を借り受け、経営規模を拡大したい。

6番 新田市町の土地 畑 991 m²、外3筆 計 9,589 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 新田市町の土地 畑 991 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

8番 新田市町の土地 畑 495 m² 外1筆 計 1,486 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

9番 新田市町の土地 畑 989 m² 外1筆 計 1,681 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

10番 新田小金町の土地 畑 708 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から10番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
それでは、番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号1番については、第5地区協議会にも関連がありますので、

併せて報告願います。

- 19 番 委 員 番号1番について、譲受人、新井町の●●さん、それから、譲渡人が村田町の●●●●さんです。申請理由については、借りている農地を譲受け、農業に従事したい。高齢で耕作できないので、農地を譲渡したいということで、面積は5,343 m²です。
現地で確認をいたしました。全く問題なし、その後、地区協議会の皆さんでお話をしましたけれども、農地法第3条第2項各号には該当しないため、何も問題ないということで意見が一致いたしました。皆さんのご意見をよろしくお願いたします。以上です。
- 10 番 委 員 続きまして、報告します。
番号1番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を発表します。
譲受人は現在、申請地を借りて耕作しており、必要な農機具等も所有しております。経営規模を安定させるため、所有権移転の申請をするものです。現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 7 番 委 員 番号2番について、ご報告します。
譲受人が●●さん、譲渡人も●●さん、譲受人の方は今も農業をやっている、機械もそろっていることから、地区協議会では農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と確認いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番及び4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 5番委員 番号3番、4番について、報告します。
 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、3番は、譲受人は必要な農機具を所有しており、申請地を拠点として規模を拡大したい。そのため、隣接地にある住宅兼作業所を既に購入しています。
 4番については、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。
 3番、4番とも現地を確認したところ、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号3番及び4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号3番及び4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番及び4番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号5番から10番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号6番から10番については3番委員は議事に参与することができませんので、初めに、番号5番について報告願います。
- 10番委員 番号5番について、報告します。
 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。
 借受人は農業経営を行う法人であり、経営規模を拡大するため、申請するものです。
 現地を確認したところ、周辺農地への支障がなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号5番について報告がありましたが、

ご意見、ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
それでは、3番委員は、恐縮ですが、退室願います。
(3番委員 退室)

議長 議長 続いて、番号6番から10番について報告願います。

15番委員 議長 ご報告申し上げます。
今、退室をされた3番委員が申請人となりまして、6、7、8、9、10番の5件が上程されております。それで、おおむね3番委員の工場ですか、あの周囲の畑を買い取るということで、取引としては正常だと思われま。竹を植栽する畑も、周囲に堀を掘って、根がほかへ侵入しないように対策はするということで、おおむね問題はないと思われま。す。

事務局 議長 それから、事務局、削除と挿入の数が結構多いので、全部、点検してもらえませんか。数が合わない、たしか地区協議会のときに申し上げたんですけれども。

事務局 議長 数のほうについては確認しまして、問題ないかと思われま。すので、ご報告します。

15番委員 議長 それで、誤字もあるんです。●●●●さんの所有者、氏名の建がにんべんがついている、これは消していないんですけども、こういうのは構わないんですか。許可を受けようとする土地の表示、現住所その他の欄の●●●●さんの名前が、「健」のにんべんが消していないんですけども。

事務局 議長 番号7番の●●●●さんの氏名欄かと思われま。す。

15番委員 議長 ちょっと聞き取りにくいんですけども、マイクが違うんじゃないの。

事務局 議長 申し訳ありません。申請書、中段の●●●●さんの氏名かと思われま。す。こちらについては、事務局サイドでの見落としになります。大変申し訳ございません。

15番委員 議長 私が数えたところによると、挿入と削除で数が合わないんですけども、大丈夫ね。私が数えたところでは合わなかったんですけども。

事務局
15番委員
事務局
15番委員

加除の件数については一致しているかと思われかもしれませんが、数は全部点検してもらったわけ？

はい、私のほうで再度確認をいたしました。

では、俺の数え方が悪かったのかね、どうも合わなかったんだよ。ささいな問題なので、次へ進めたいと思います。

5件とも農地法第3条第2項各号には該当せず、おおむね問題ないと思いますので、再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長
委員
議長

ただいま、第5地区協議会より番号6番から10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

それでは、私のほうから1つ照会しますが、今回、3番委員、件数が多いですね。3番委員は、過去に営農型太陽光をはじめ、幾つかの転用の事例がありますけれども、その管理状況というのは、事務局、どうなっていますか。

事務局

営農型の管理等々を含めまして、所有農地の調査は行ったんですけども、特段問題は見受けられませんでした。

議長

ありがとうございます。それでは、今、15番委員からお話しのあった件数だけ、もう1回、再チェックをお願いできますかね。

それでは、番号6番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号6番から10番を許可とすることに決定いたします。

18番委員

ちょっといいですか、今の15番委員の意見ですけども、これは一応承認されましたけれども、15番委員のほうで、担当でよく見てくれたわけですね。一応、これが承認されたので、15番委員のほうから意見は言ったので、何かあったときに15番委員に責任を持たせないように、事務局で責任を持ってくださいね。そういうことで、15番委員はよく審議をしてみてくださいから、そういうわけで、後になったときに責任が転嫁になってしまったら大ごとです。

議長

15番委員の件につきましては、事務局で再度チェックをいたします。失礼いたしました。18番委員の指摘は分かりましたので、それでは、決定をいたしますが、3番委員は入室していただければと思います。

(3番委員 入室)

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出案件3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 中根町の土地 68㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

広場用地として転用するものです。

2番 鶴生田町の土地 536㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 大原町の土地 420㎡、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設に供するもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農業用倉庫用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 1番について、報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。
現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号2番について、報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人が母屋の建て替えに当たり調査したところ、許可を得ずに農業用倉庫を設置してあることが判明したため、始末書を添付し、是正したい。
現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。
- 議長 長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 12番委員 3番を報告いたします。

第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、所有農地を農業用倉庫として使用していたため、是正するものです。始末書も添付されています。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 私のほうから、ちょっと教えてほしいんですけども、この3件は、始末書をそれぞれ取っているんですよね。

事務局 取っています。

議長 この始末書というのは、どういう対応をするんですか。この場合には、始末書を取るといのは一応ルールとしてずっと続ける、そういうことですか。

事務局 お答えいたします。利用者がそのまま同じ目的で引き続き使用する場合は、始末書を添付の上、是正するというような形でやらせていただいています。

議長 始末書を取る場合の一つのルールですので、ご承知おきいただければと思います。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は、1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番、藪塚町の土地について、一般住宅用地として許可を得たが、許可後、事業計画がなくなり、購入者が現れたため、当該権利を承継す

るものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 地区協議会で現地を調査したところ、問題ないということなので、計画変更を認めようと思います。これも議案第5号27番に関連していますので、また後に説明いたします。
再度の審議、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は34件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出案件34件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 311㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 125㎡ 外1筆 計310㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 古戸町の土地 453㎡ 農地区分 第二種、一般住宅用地として

転用するものです。

4番 高林北町の土地 273 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 新道町の土地 353 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 56 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

7番 脇屋町の土地 1,205 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

8番 中根町の土地 365 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 314 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 51 m² 外1筆 計316 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 497 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 287 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 258 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 台之郷町の土地 265 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 台之郷町の土地 267 m² 農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 矢場町の土地 424 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 東長岡町の土地 1,503 m²、農地区分 第二種、共同生活援助施設用地として転用するものです。

18番 原宿町の土地 661 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル

設置用地として転用するものです。

19番 原宿町の土地 1,395 m² 外3筆 計2,874 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

20番 新野町の土地 239 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

21番 西長岡町の土地 2.64 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

22番 西長岡町の土地 429 m² 外1筆 計1,296 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

23番 世良田町の土地 1,484 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

24番 出塚町の土地 59.57 m² 外1筆 計121.17 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田村田町の土地 3,519 m²の内730 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不可ですが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」には例外規定があり、それに該当する場合は問題ないと考えます。

農業用施設用地として敷地拡張するものです。

26番 新田市町の土地 20 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 藪塚町の土地 487 m² 外1筆 計496.18 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

28番 藪塚町の土地 447 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

29番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域

において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 3,967 m²、農地区分 第二種、工場用地として転用するものです。

31番 大原町の土地 239 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 大原町の土地 116 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

33番 大原町の土地 186 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

34番 大原町の土地 303 m² 外1筆 計593 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員

第5号の1番から4番まで報告させていただきます。

1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

譲受人の申請理由としますと、1番から4番いずれも、譲受人は貸家、アパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものがございます。

- 現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 7番委員 続いて、5、6、7、8番について、結果報告します。
- 5、6、8番は一般住宅で、7番は露天駐車場になっています。
- 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認した結果、周辺の農地にも支障なく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度、審議をよろしくお願います。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号9番から19番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 報告いたします。
- 9番から13番までは、場所が龍舞町であります。申請理由として、借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を父より借受け、自己の住宅を新築したいというのが9番と11番であります。
- 10番と12番、13番は売買でありまして、これも資金の都合がついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものであります。
- 第2地区において審議した結果は、現地確認したところ、いずれも周辺農地に支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。
- 3番委員 13番委員が欠席されているので、報告します。
- 14、15、16番と一戸建てを造ることなので、現地調査をしたところ、住宅に隣接して、農地に影響はないので、許可相当と意見決定しました。
- 17番は、介護施設を造ることなので、現場は農林省が造った湧水池の南側で、周辺農地への影響はないので、許可相当と意見決定しまし

た。

再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

18 番 委 員

それでは、18 番を説明いたします。

転用の目的は、太陽光発電のパネル設置でございます。周辺は、南側が住宅、東側が市道で、西側は太陽光が設置してありまして、営農には問題ないということでもあります。この発電の業者が昨年8月に近隣住民に説明と、理解を得るために一応添付書類が出ておりまして、その中で住所不明が1件と空き家が1件ということですが、おおむね適当というふうなことで、一応、許可相当として決定をいたしました。

次に、19番は転用の目的は露天資材置場でございます。これは北側が発電所になりまして、東側が太陽光発電、南側は市道ということで、西側が住宅、畑地となっており、営農条件は問題ないと。ここの施設の概要で、●●●●外3筆となっていますけれども、これは隣接しておりまして、今回、この地番が資材置場として転用の申請がしてありまして、一体的利用を図るということで、現場では、一応、見たところ問題ないので、許可相当として決定しましたので、再度の審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号9番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号9番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号9番から19番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号20番から22番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5 番 委 員

番号20番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は、●●●●●●の来所数の増加に伴い、駐車場不足のため、隣接する申請地を取得し、駐車場として利用したい。

現地を確認したところ、周辺には農地はなく問題ないので、許可相当

と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

16 番 委 員

21、22 番について、説明します。

21 番については、議案第 1 号で取消しをした土地であります。2.64 m²、これを隣接する譲受人に贈与いたしまして、既に建物になっておりますが、要するに違法であったということなので、土地を譲り受けて、それを是正をしたいということでございます。

22 番につきましても、やはり●●●●については議案第 1 号で取消しをした土地ですが、それに●●●●を足して、それと、施設の概要の中にあります●●●●、これは宅地であります。この 3 筆を一体として建て売りの分譲住宅にしたいということです。

いずれにしても、両方とも現地を確認しましたら、北関東自動車道の南側に位置しまして、集落内の土地でありますので、他の農地に対する支障は何もございませんので、第 3 地区としては許可相当と意見決定いたしましたので、再度のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいま、第 3 地区協議会より番号 20 番から 22 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 20 番から 22 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 20 番から 22 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 23 番及び 24 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

14 番 委 員

第 4 地区、23、24 番について説明いたします。

23 番は、太陽光発電パネル設置ということで、譲渡人は 70 歳前なんですけれども、体の調子が本調子ではないので、営農はしておりません。そのため、太陽光発電の設置の案件が出ましたので、それに譲渡したいということでもあります。

24 番は、一般住宅用地でございます。これは熊谷市の住民が住宅申請を行いました。チェックリストにのっとり調査した結果は、両者とも

何ら問題はないと判断いたしました。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号23番及び24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員 23番の太陽光の会社ですけれども、先ほど私の案件があったんですけども、同じ会社なんですね。かなり手広く、いろいろやっているんですけども、これは現場でちゃんと管理だとか、そういう連携は取れているんだよね。太田中の太陽光の会社を見ているんですけども、大丈夫ね、そういうことだね。私が売ったんじゃないから。毛里田まで来ているので、大丈夫なら大丈夫だと言ってくれる？

事務局 会社のほうは、近くに、実際には宇都宮にありますけれども、そちらの委託会社のほうで24時間監視をしております。除草等の管理状況も問題はないのかと思われま。

議 長 よろしいですか。
私からもちょっと質問させていただきますが、農地区分が第二種になっていきますよね。この場所はどのような状況ですか。

事務局 お答えします。こちらは世良田の住宅街の中に取り残された農地でして、実際には農地の広がりもないような形となっており、こちらは第二種農地として判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号23番及び24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号23番及び24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号23番及び24番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号25番及び26番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 報告します。
番号25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき

調査及び現地確認をした結果を報告します。

申請人は、申請地周辺で、エダマメ、ネギ等の農業を行っており、生産規模拡大に伴い、既存の農業用施設を拡張するものです。

現地を確認したところ、既に一部農業用施設として使用している部分がありましたが、今後はこのようなことがないよう、提出書を添付し、適法な状態へ是正を行うものです。

周辺農地への支障はなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

15 番 委 員

26 番を報告いたします。

これは母親の土地を借りて、せがれさんが家を建てるということで、建物を建てる土地そのものは宅地化されて、現在、作業所が建っています、それを壊して住宅を建てるような感じであります。それで面積が 20 m²ということは、新しく建てた住宅から道路まで排水管をいけるために要する 20 m²の土地かと思われます。住宅地の中の畑でありまして、家の中の家庭菜園という感じの土地でありまして、これは何ら問題ないと思います。

また、字句のことでちょっとお聞きしたいんですけども、所有者氏名、耕作者氏名とあるんですけども、昔、幾らかこういうことを私はかじったことがあるので、正式文書には上記に同じとか、同左とかという名前はないので、こういうところは必ず名前は記入するようにと教育された覚えがあるんですけども、これはどういうことですか、農業委員会は構わないのかね。同左という名前の人は多分いないと思うので、幾ら同じ名前でもこれはちゃんと名前は入れたほうがいいのではないですか。

事 務 局
15 番 委 員

事務局のほうでは、この形で書類は受け付けております。以上です。それは受付なら、受け付けたときかもしれないけれども、正式書類には同左という名前はないから駄目だと昔我々は教わったんですよ。そういうことはないのかね、いいということ？

事 務 局
15 番 委 員

はい。
たしか正式文書にはちゃんときちんと名前を入れなければ駄目だと、同左という名前はないから駄目だと教育された覚えがあるんですよ。同上とか、同左とか、多分こういうのは正式に無効になっちゃう可能性もある、この問題では無効そのもの関係ないけれども、そういう名前はないから結構却下されてしまうこともあるみたいですよ。

事 務 局

こちらは法務局のほうの添付書類にはなるんですけども、今までは

特に法務局からもこれで駄目だよというふうに戻ってきたことはないんですけども、この形だと正式文書としてふさわしくないということであれば、また検討して、運用のほうはしていきたいと思しますので、お願いいたします。

15 番 委 員

よろしく申し上げます。

以上でありまして、これは何ら問題ない提案だと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

今の 15 番委員からのお話は、ちょっと中で検討させてください。その上で、必要であれば所要の手続を取らせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

議 長

ただいま、第 5 地区協議会より番号 25 番及び 26 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 25 及び 26 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 25 番及び 26 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 27 番から 34 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11 番 委 員

27 番をお伝えします。

先ほど議案第 4 号でお伝えした計画変更のものです。譲受人は建設業を営んでおり 496.18 m²の中に 2 棟、建売分譲住宅として販売したいということです。現地を見たところ、東と北側は住宅、南と西が公道になっております。

現地調査をしたところ問題ないということなので、許可相当と意見決定しました。

再度の審議、お願いいたします。

17 番 委 員

28、29、30 番を報告させていただきます。

28 番について、議案書の転用目的にもありますように、露天の資材置場としての利用をしたいということでございます。

当該地の北側は住宅が連続し、家並みを形成している状況にあります。また、東側は市道に接続しているという状況でありまして、転用によ

る周辺農地への支障もないということで、許可相当と意見決定したところでございます。

29番でございますけれども、当該地は申請地を含んで、東側の市道に沿って住宅が連続している、家並みを形成しているという状況にあります。これら住宅に挟まれた両親が所有する土地の一部に住宅を建設したいという申請でございまして、周辺農地への支障も特にないということで、地区協議会では意見決定したところでございます。

続きまして、30番でございますが、当該地を含む一団の農地、約86aが一団にあります。この全体の農地の周囲四方を工場や住宅等に囲まれているという状況にある中の約半分の39aを転用しまして、隣接する工場が業務拡大を図りたいというものでございます。

現地を確認しましたところ、特に周辺の農地といいましょうか、半分の農地への支障もないので、許可相当ということで意見決定したところでございます。以上でございます。

12番委員

31番、32番、33番、34番を報告いたします。

31番は、申請地を取得して自己の住宅を新築するものです。

32番は、33番と同じ譲受人で、33番の土地の面積が足りないために、32番の譲渡人の土地を買い足して自己の住宅を建てるものです。

34番は、左右を住宅に囲まれている農地を、住宅二棟の分譲住宅として建てるものです。

現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

27番から34番、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号27番から34番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

なければ、私のほうから、ちょっと教えていただけますか。30番ですが、これは事務局は法令確認というのはあるんですか。

事務局

あります。藪塚地域は都市計画法の中で、非線引き地域になるんですけれども、3,000㎡を超える開発の場合ですと開発の許可が必要になっていまして、今回、こちらは建築指導課に確認したところ、許可見込みということで確認できています。

議長

それは例えば、研磨加工業ですよね。これは有害物質や何かもその建築確認で確認できるんですか。雨水浸透施設というだけでなっているけれども、業務用に使う水の処理というのはどうなっているんで

- 事務局 公害とかそういうのは問題ない感じですか。
- 議 長 公害については、私たちのほうでは確認してないんですけども、一応、工場内で出た排水というのは浄化槽を経由して、雨水とともに敷地内処理するような形にはなっています。
- 議 長 その浄化槽で浄化される、そういうことですかね。ありがとうございます。
- 議 長 それでは、ご意見、ご質問等もなければ、採決いたします。
- 議 長 番号27番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号27番から34番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
- 議 長 また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で交付することといたします。
- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した5月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
- 議 長 太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、16ページに記載のとおり、2件提出されております。
- 事務局 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、17ページから20ページに記載のとおり、22件提出されております。
- 事務局 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、21ページから22ページに記載のとおり、6件提出されております。
- 事務局 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、23ページから25ページまで記載のとおり、8件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 委 議	長 員 長	報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。 なし。 以上で第11回定例総会を終了します。
-------------	-------------	---

閉 会 令和6年6月10日（月） 午後2時55分